

7 輸国第3568号
令和7年12月23日

北海道農政事務所長
農林水産省各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(※農林水産省) 輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から輸出される農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙の取扱要綱に基づき取り扱われているところです。

今般、食用の水産物をインドネシア向けに飼料用として輸出する場合の手続を定めるとともに、インドネシア規定の改正を受けて衛生証明書様式の変更(令和7年12月23日発行分から適用)を行うことに伴い、手続規程の別表1及び別紙リスト並びに別紙ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」について、別添のとおり改正を行いますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

※内閣府沖縄総合事務局長宛てに送付する際は記載する。

(別添)

1 別表1、別紙リストについて、以下のように改正。

変更箇所	変更内容
別表1 インドネシア 輸出証明書の発行（法第15条第1項） 適合施設の認定（法第17条第1項）	・以下の修正 (旧) 水産食品（別紙ID-S1）（農） (新) 水産食品、 <u>飼料用水産物</u> （別紙ID-S1）（農）
別紙リスト	・以下の修正 (旧) インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱 (新) インドネシア向け輸出水産食品及び <u>飼料用水産物</u> の取扱要綱

2 別紙ID-S1について、以下のように改正。

- (1) 名称を「インドネシア向け輸出水産食品及び飼料用水産物の取扱要綱」に改正
- (2) インドネシア向け輸出飼料用水産物の衛生証明書発行手続及び施設認定手続きに関する規程を追加
- (3) 衛生証明書の様式変更に伴い別紙様式7を改正
- (4) 衛生証明書の発行申請時のWOAHコード及びインドネシア規定における指定疾患の確認に係る参考資料として別添4を新設
- (5) その他所要の改正